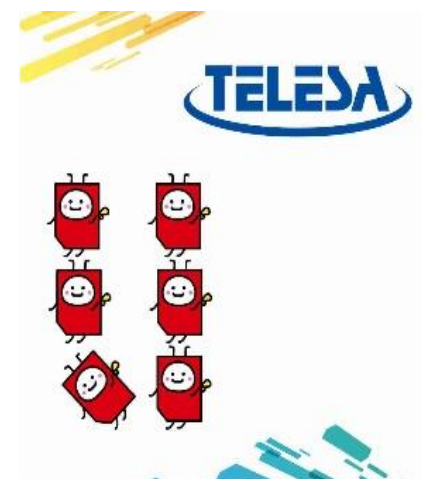


ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における コスト算定等に関する研究会(第12回) 事業者ヒアリング資料

2024年9月20日

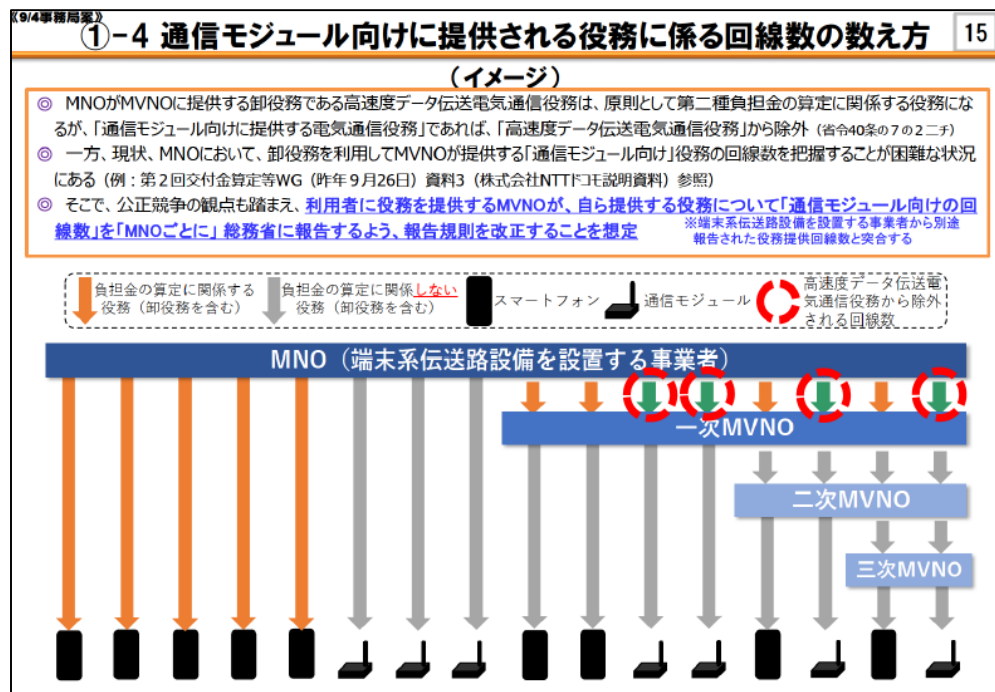
一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



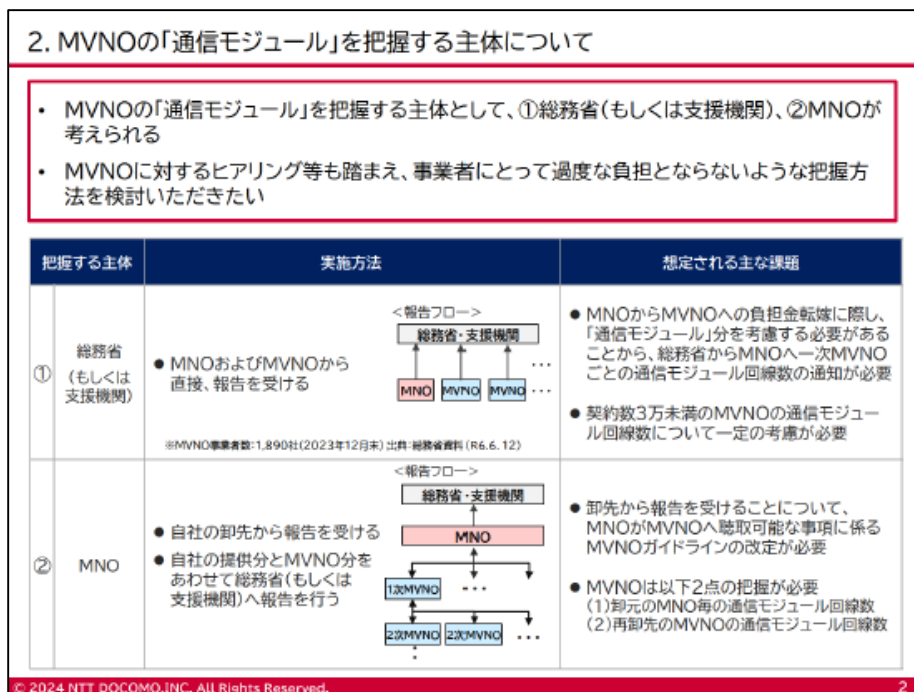
しむし

© 〇〇 MVNO委員会

- 前回、前々回の本会合では、MVNOの「通信モジュール」の提供回線数等の把握について、議論がなされてきたところ、MNO-MVNO間の公正競争の確保や事業者負担の軽減等の観点から、現状の報告規則に合わせた運用案が提示されている状況と認識しております。
- この点、当委員会内での検討を踏まえた考え・要望等について、次頁より説明いたします。



※ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会 (第10回) 資料2 総務省資料より抜粋



※ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会 (第11回) 資料2 NTTドコモ資料より抜粋

（1）ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金算定に係る回線数報告について

- 事業者間の競争に影響を及ぼす可能性や、MVNO各社への運用負担等を考慮すると総務省事務局案のとおり、報告規則を改正の上、総務省殿がMVNO各社からMNO毎に第二種負担金算定の対象外となる回線数等の報告を受けることが望ましい。
- 現状の報告規則において、「SIMカード型」、「通信モジュール」等の区分があるところ、「通信モジュール」として報告している回線数は、負担金算定の対象外であると認識。
この点、MVNOによっては「SIMカード型」であってもIoT端末や閉域網向けの役務（省令40条の7の2二に該当する役務）、下り名目速度1Mbps未満の役務、音声のみの役務等が含まれている場合もあることから、そのような役務も報告対象とし、負担金算定の対象外として頂くことを要望。
- また、報告規則の改正にあたっては、項目追加や集計単位の細分化等が想定されるところ、作業や運用が複雑になることも想定されるため、MVNO各社が共通認識にて適切に報告するために、報告対象役務の定義や区分について明確化いただくことを要望。
- 報告タイミングについて、正確性の観点からは電話ユニバと同様に毎月実施が望ましいもののMVNOの事業規模・体制は大小さまざまであり、その運用負担を考慮すると、現状の報告規則と同様に四半期毎（3か月分）とすることが望ましい。

（2）ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金のMVNOへの転嫁について

- 負担金については、電話ユニバと同様にMNOからMVNOに転嫁されるものとするものの、**転嫁方法が不明のため懸念**が存在。
- MVNOには多種多様な事業者が存在し、主要な事業分野（個人向け/IoT向け等）は一様ではないことを踏まえると、**MNOからMVNOへの負担金の転嫁について、MVNO毎の対象回線数を把握できないことを理由に、仮にMVNOに一律の割合で負担金を転嫁することとなれば、MVNO間の不公平につながるおそれ。**
- この点、MVNOの報告に基づく「**一次MVNO毎の負担金対象回線の割合**」に応じ※、**MNOはMVNOに負担金を転嫁することで、MVNO間での公平性は一定程度確保できるものと思料。**
- なお、MNO各社に対しては、総務省等から通知される「一次MVNO毎の負担金対象回線の割合」が、**目的外利用されないように、配慮いただくことは必要。**

※上記運用については、上流のMNOおよび一次MVNOを特定する必要があるため報告規則の中でMVNO各社から「MNO」毎/**一次MVNO」毎の報告**を受ける必要がある

以上の考えを踏まえ、「回線数報告/負担金転嫁フロー」案を提案（次頁）

総務省



支援
機関

②

- ・総務省/支援機関がMVNO各社の報告数を基に集計
- ・MNO各社に対し、MVNOの報告に基づく一次MVNO毎(二次MVNO以下を含む)の対象回線比※を通知
※負担金算定対象となる回線数の割合等
- ・適正性を確保する観点から一次MVNO各社に対しても、同様に対象回線比を通知(内訳として二次以下の対象回線数比を含む)

①

- ・報告規則によりMVNO各社は総務省へMNO毎/一次MVNO毎の回線数※を報告
- ※負担金算定対象となる役務・対象外となる役務毎の回線数(契約数3万以上の事業者のみ)

MNO (端末系伝送路設備を設置する事業者)

③

- ・MNOは一次MVNOの卸回線数と一次MVNO毎の対象回線数比を基に、負担金を請求

一次MVNO 一次MVNO

④ (・一次-二次間の負担金請求については、個々に協議・調整を行い適切に請求)



④ (・二次-三次間の負担金請求については、個々に協議・調整を行い適切に請求)



● なお、現状の報告規則を踏まえれば、契約数3万未満のMVNOについては、回線数報告はされないことから、契約数3万未満の一次MVNOの対象回線数比は算出できない。そのため、MNOは契約数3万未満の一次MVNOに対し個別協議による負担金調整などの対応は必要。

● 将来的に直接番号指定を受けるMVNO(フルMVNO)が現れた場合には、回線数の把握方法は別途検討が必要と想定。

一般社団法人テレコムサービス協会

MVNO委員会

MVNO事業に関する情報収集、調査・研究 等)

◆ 構成員 : 60社 (2024年9月12日現在)

運営分科会

- MVNO委員会の運営に関する事項の検討
- MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- MVNOに関する政策提言等の案の検討

消費者問題分科会

- 消費者問題全般についての情報共有
- 消費者問題に関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- 消費者問題に関する政策提言等の案の検討

不払者情報交換 連絡部会

- 未払のある加入者の情報交換
- 不払者情報交換への加入 等

不適正利用防止 検討部会

- 特別利用停止者の情報交換 等

- (株) アーリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTドコモ
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- MXモバイル (株)
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジスタム
- GMOインターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- だれでもモバイル (株)
- TIS (株)
- (株) 地域ワイヤレスジャパン
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- ニュー・アイティー・ヴェンチャー (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- ミーク (株)
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINEヤフー (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)